



平成19年 7 月30日 開会

平成19年 7 月30日 閉会

平成19年 8 月定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

## 岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成19年8月定例会会議録目次

定例会の招集について	1
議案の送付について	2
定例広域連合議会運営予定表	3
議 事 日 程	4
会議に付した事件	4
監査結果報告一覧表	5
出席・欠席議員	6
出席した説明員	6
出席した書記	6
開 会 宣 言	7
報 告	7
日程第1 議席の指定について	7
日程第2 会議録署名議員の指名について	8
日程第3 会期の決定について	8
日程第4 議案第37号「平成18年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」	8
事務局長 猶村 勲君（提案説明）	8
採 決	10
日程第5 一般質問	10
・ 1番 田辺 昭夫君	10
事務局長 猶村 勲君	14
・ 1番 田辺 昭夫君	15
事務局長 猶村 勲君	16
・ 1番 田辺 昭夫君	17
事務局長 猶村 勲君	17
日程第6 議案第38号～議案第40号	18
事務局長 猶村 勲君（提案説明）	18
採 決	19
日程第7 請願第1号「後期高齢者医療に関する請願」	19
・ 1番 田辺 昭夫君	20
・ 12番 奥村 忠夫君	20
採 決	20
閉 会 宣 言	21
一般質問発言通告一覧表	22
会議録署名議員	23

岡 広 総 第 1 1 7 号  
平成19年7月11日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 竹 内 洋 二

## 平成19年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会の招集について

このことについて、別紙岡山県後期高齢者医療広域連合告示第11号の写しを添えてお知らせします。

---

岡山県後期高齢者医療  
広域連合告示第11号  
平成19年7月11日

平成19年7月30日（月曜日）午後1時30分、岡山県後期高齢者医療広域連合議会8月定例会を岡山県市町村振興センター5階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 竹 内 洋 二

岡 広 総 第 1 1 8 号  
平成19年7月11日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 竹 内 洋 二

### 議案の送付について

平成19年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

#### 記

- 議案第37号 平成18年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算  
議案第38号 平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）  
議案第39号 専決処分の承認を求めることについて  
(岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例)  
議案第40号 専決処分の承認を求めることについて  
(岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例)

平成19年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
(会期 1日間)

8月定例広域連合議会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
7月30日	(月)	午後1時00分	全員協議会	
		午後1時30分	本 会 議	議席の指定について 会議録署名議員の指名について 会期の決定について 決算議案(第37号)上程・採決 一般質問 議案(第38号～第40号) 上程・採決 請願(第1号)上程・採決

議 事 日 程 (第 1 号)

平成19年7月30日(月)午後1時30分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	議案第37号 平成18年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 (上程・採決)
第 5	一 般 質 問
第 6	議案第38号 平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号) 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例) 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例) (上程・採決)
第 7	請 願 第 1 号 後期高齢者医療に関する請願書 (上程・採決)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

### 監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	19.5.8	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計平成19年2月・3月分 例月出納検査結果報告
2	19.6.6	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計平成19年4月分例月出 納検査結果報告
3	19.7.10	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計平成19年5月分例月出 納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	田 辺 昭 夫	出席		9	石 垣 正 夫	出席	
2	中 村 勝 行	〃		10	立 岡 脩 二	〃	
3	宮 武 博	〃	早退	11	古 市 健 三	欠席	
4	伊 達 嚴 男	〃		12	奥 村 忠 夫	出席	
5	平 野 敏 弘	〃		13	佐 藤 友 彦	〃	
6	西 山 宣 治	欠席		14	道 上 正 寿	〃	
7	秋 岡 毅	出席		15	山 野 通 彦	〃	
8	荒 嶋 龍 一	〃					

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	竹 内 洋 二	事務局 長	猶 村 勲
副広域連合長	重 森 計 己	総務課 長	池 田 敏 雄
副広域連合長	高 木 直 矢	業務課 長	清 水 嘉 浩
監査委員	広 瀬 慶 隆		

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記 長	梅 田 裕 之	書 記	上 井 勉
書 記	今 井 耕 太	書 記	岡 田 佳 昌
書 記	吉 山 慎 一		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

○議長（中村 勝行君）

本日、平成19年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会が招集されましたところ、皆様方には大変御多用のところ御参集をいただきまして大変御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は13人であります。西山議員、古市議員から欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより平成19年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

報 告

○議長（中村 勝行君）

この際、報告をいたします。

去る6月6日、山本健三議員から議員辞職願が提出され、同日付でこれを許可いたしておりますので御報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づく、平成19年2月、3月、4月、5月分の例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管しておりますのでごらんいただきたいと思います。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議席の指定について

○議長（中村 勝行君）

日程第1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、今回当選されました宮武博議員の議席は3番に、平野敏弘議員の議席は5番に指定いたします。

議席一覧表

1	田 辺 昭 夫	9	石 垣 正 夫
2	中 村 勝 行	10	立 岡 脩 二
3	宮 武 博	11	古 市 健 三
4	伊 達 嚴 男	12	奥 村 忠 夫
5	平 野 敏 弘	13	佐 藤 友 彦
6	西 山 宣 治	14	道 上 正 寿
7	秋 岡 毅	15	山 野 通 彦
8	荒 嶋 龍 一		

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

### ○議長（中村 勝行君）

日程第2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番、秋岡毅議員、8番、荒嶋龍一議員を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定について

### ○議長（中村 勝行君）

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

## 日程第4 議案第37号「平成18年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」

### ○議長（中村 勝行君）

次に、日程第4、議案第37号「平成18年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

事務局長。

### ○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

失礼します。議案第37号「平成18年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」について御説明いたします。

平成18年度は、平成19年2月1日に広域連合設立のため2カ月分の決算となります。

1ページをお開きください。

平成18年度の歳入は、予算2,604万4,000円に対し2,604万7,000円余りでした。

3ページをお開きください。

歳出は、同じく予算2,604万4,000円に対し2,299万7,000円余りでした。

内訳については、事項別明細書で御説明します。5ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目事務費負担金は、関係市町村からの事

務費負担金で1,628万5,000円及び国庫補助金相当額を代表市から負担金として歳入しますのが250万円でした。

2款諸収入、1項1目預金利子が3,700円。2項1目雑入としては、準備委員会の決算剰余金725万8,000円余を収納しております。

歳入合計で2,604万7,000円余です。

次に歳出ですが、7ページをお開きください。主な事項について御説明いたします。

1款1項1目議会費は報酬7万6,500円、議事録作成委託料4万7,250円などで、計15万9,000円余。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で職員派遣負担金929万7,000円余、事務費のキャビネット、事務机、パソコンなどの備品購入1,016万円余でございました。それから、光ケーブルの接続工事費として68万2,000円余でございまして。2項選挙費、1目選挙管理委員会費は支出がございません。2目連合長選挙費で10万2,000円余、3目連合議会議員選挙費9万1,000円余で、選挙費といたしまして19万4,000円余でございまして。

3款民生費、1項社会福祉費、1目老人福祉費では時間外勤務手当から、東京での説明会の旅費などで17万6,000円余でございました。

予備費の支出はありません。

歳出合計で2,299万7,000円余でございまして。

13ページをお開きください。

実質収支に関しましては、歳入総額2,604万7,000円。歳出総額2,299万8,000円。歳入歳出差引額304万9,000円。繰り越すべき額が0でございまして。よって実質収支額は304万9,000円となります。

次に14ページは、財産に関する調書ですが、平成19年3月31日現在、公有財産、物品、債権、基金いずれも該当ございません。

以上で説明を終わります。

監査委員から決算審査意見書をいただいております。いずれも正確で適正に処理されているものと認める旨の意見をちょうだいしているところですので、よろしく御審査の上、御認定をお願いいたします。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第37号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

異議なしと認めます。よってさように決定いたしました。

議案第37号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

別に質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 37 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は原案のとおり認定することに決しました。

## 日程第 5 一般質問

○議長（中村 勝行君）

次に日程第 5、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、発言を許可いたします。

1 番、田辺議員。

○1 番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

失礼いたします。1 番、田辺昭夫でございます。後期高齢者医療広域連合議会での一般質問をさせていただきたいと思っております。大変皆さんお疲れのことと思っておりますが、何とぞよろしくお願ひします。

来年 4 月から実施されるこの後期高齢者医療制度でありますけれども、75 歳以上の人をすべて 1 つの医療保険にしようというものであります。約 1,300 万人の人が対象となっております。現在子供さんの扶養に入っている方約 200 万人と言われておりますけれども、この方々が新たに保険料の負担をしなければならなくなると。また、夫が 75 歳以上で、妻が 75 歳未満の場合は、夫の後期高齢者の医療制度移行に伴い、妻が新たに国保に加入しなければならない、国民健康保険料を納めなければならないということになります。

平均保険料については、厚生労働省の試算では月が 6,200 円ということが想定をされておまして、月 1 万 5,000 円以上の年金者については、介護保険料とともに後期高齢者医療の保険料も年金から天引きとなります。介護保険料とあわせると、大体月 1 万円以上の保険料という形の徴収が始まろうとしているわけでありまして。窓口負担金も 1 割徴収されると。それとあわせて保険料を滞納すると、国保と同様に資格証明書が発行されて、窓口では全額負担となるという問題もあります。今後現役世代の減少が見込まれるために、保険料の引き上げが予定をされています。2015 年には平均で 8 万 5,000 円になるのではないかという推計もあります。診療報酬についても一般とは区別され、定額制や人頭制というものが検討をされております。

そもそも病気が多いハイリスクな高齢者だけを集めるという、このそもそもの制度設計

が、今後医療費が上がれば保険料の値上げに連動する、保険料を上げないとすると診療報酬を下げるという、いわば悪魔のサイクルというような状況になるというふうに思います。現在の厚生労働省の方向でこのまま来年4月を迎えるとすれば、病気で年齢を区別し、しかも診療報酬で差別するという、歴史的にも世界的にも類を見ない最悪の制度になるのではないかと、こういう危惧をするところであります。

この制度は、御案内のように、2006年の国会において医療改革の関連法として可決をされておりまして、政令によって具体的内容について決められるということでもあります。そういう中で、保険者である広域連合が、どこまで独自の施策ができるのかということが最大の焦点になると思うわけですが、国に制度改善を求めることとあわせて、広域連合として、高齢者の実態に即して、安心して高齢者が医療にかかれるように、そういう制度になるように求めたいと思うわけでもあります。

その立場から、以下8点にわたって質問をさせていただきます。

まず1つ目は、高齢者の厳しい生活実態について、どのように認識をしているのかという問題であります。

2005年の統計でありますけれども、これを見ると、高齢者は単身世帯が20.9%、夫婦のみの世帯が29.4%ということで、高齢者の半数がひとり暮らしか老夫婦の世帯であります。日常的な生活する力だとか介護する力というのは、基本的に不足している世帯が大半を占めているという問題であります。年収についても、100万円未満が15.2%、200万円までが27.4%、300万円までが19.8%ということで、6割の世帯が300万円未満の収入であります。これからさまざまな税金、保険料が引かれていくわけで、実際の生活費というのは大変少ないというふうに言わなければなりません。また、健康状態についても、後期高齢者のうち、1,000人とすれば約520の方が体の異常を訴えているということですから、半分近くは何らかの病気を抱えているという実態があります。そういう高齢者の実態をどのように見ていくのかということが問われていると思います。

しかし、今回の後期高齢者医療制度については、そうした高齢者の実態というものは全く無視されているというふうに言わざるを得ません。高齢者にかかわる医療のコスト、これをなるべく低くしていこうということが一番の主眼にされておりまして、さらなる負担増を高齢者に強いるものだと思います。

実態を無視した制度というのは、これは将来的に必ず瓦解をすると私は思います。同時に高齢者の生きる権利すら奪いかねない事態になります。広域連合として、こうした高齢者の置かれている生活と医療の実態について、どう把握をされているのかお聞かせをいただきたいと思います。また、広域連合として、実態把握のための努力をどのようにしていこうと考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

2つ目は、保険料の独自減免についてであります。

保険料の額については、この11月の議会でまた決定するということですので、これについてはそのとき議論をしたいと思いますが、制度上は保険料については、均等割額、所得割額で決められまして、所得の低い人については、7割、5割、2割という、世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額の減免が、軽減があります。これが法定減免だと思いますけれども、できるだけ低所得の方の保険料を低くするという点で言いますと、それに加えて独自の減免制度が必要ではないでしょうか。

例えば、国民健康保険で言いますと、各自治体で独自の軽減策を講じておるわけであり、例えば私の住んでいる市町村、倉敷市で言いますと、国民健康保険の条例施行規則の中で独自の減免制度を講じております。収入が少ない、生活が著しく困難であるとか保険料の支払いがさまざまな理由で困難だという場合、災害など等の理由ということで、4つの特別の減免制度を、基準を設けて行っております。これは申請に基づいてやれる申請減免という制度であります。こういう制度を広域連合、この後期高齢者の医療保険制度についても適用をする必要があるのではないかと思います、そのことについてお答えをいただきたいと思っております。

なお、広域連合は独自の財源を持っていないということから、この減免制度を実施するとしますと、これは保険料にかかわるか、さまざまな形でこれが、負担が中に、内部でやらなければいけないという問題が、今の現状では出てきます。そこで、ぜひこれは岡山県へもこういう支援を求めるべきではないかと思うわけですが、お答えをいただきたいと思っております。

3番目は、資格証明書の発行についてであります。

これはこのパンフレットにも大変詳しくそのことは書いておりますけれども、保険料を滞納した場合については、滞納が1年以上続いた場合には、保険証を返還してもらい資格証明書を交付するとなっております。資格証明書では医療費が全額自己負担になるというわけです。

国民健康保険で資格証明書が発行されておりますけれども、今大変大きな問題になっております。保険料の長期滞納を理由にして保険証を取り上げられたために、受診を手控え、その結果命を落とすという事態が起きております。朝日新聞の調査では、2000年以降少なくとも21人が全国で死亡し、そのうち1人が岡山県で死亡したと。山陽新聞の調査では、そのうち5名が岡山県で死亡したと言われております。まさに、保険証の取り上げ問題というのは社会問題になっているわけでありまして、私はこの資格証明書の発行については行うべきではないと思っております、お答えをいただきたいと思っております。

4番目は、高額介護合算療養費についてお尋ねをいたします。

1カ月に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合には、超えた分が高額医療費として支給されます。また、介護費用が高額になったときには、介護保険から高額介護保険サービス費が別に支給をされるわけでありまして、このたび、この医療費の自己負担と介護保険の利用料が合算できるようになりまして、一般の世帯で言いますと、合算が年間56万円を超えた分が高額介護合算療養費として支給をされることになっております。ところが、この制度は申請がないと支給をされません。これまで、高齢者の医療費については、高額医療費については自動償還ということで、一度申請をすれば次から申請をしなくていいということになっておりますけれども、毎回これは申請が必要になってくる。そうなりますと、特に高齢者世帯でありますから、申請をし忘れたということで大損をするという人も出てくるわけでありまして、これは制度として自動償還にすべきではないでしょうか。お答えをいただきたいと思っております。

5番目に、診療報酬体系についてであります。

厚生労働省は、75歳以上の診療報酬体系を見直して、診療報酬を引き下げる、制限を加えるというふうに思います。病院単位とか、それから患者さん単位で、医療行為や医療材

料をまとめて1カ月幾ら幾らと決めてしまうということでもありますから、医療行為の費用が正当に保障されない、大幅に引き下げられる。患者さんにとっては、必要な医療が保険で保障できなくなる、されなくなる。医療の劣悪化というものを招くのではないかということが懸念されております。また、積極的に医療機関が治療をすればするほど医療機関の持ち出しになると。入院では受け皿がないままに退院を強要されかねないというふうに思います。

今でも医療難民、介護難民ということが言葉として出てきていますように、大変な事態が起きていますけども、それをさらに加速させるものではないかと思いますが、今現在、この診療報酬体系についてどのような議論がされているのか、広域連合としてどのようにつかんでいらっしゃるのか、お示しをいただきたいと思います。あわせて、高齢者にとって必要な医療が受けられるような診療報酬体系にするように、広域連合として意見具申を行っていただきたいと思いますが、お考えをお示してください。

6番目は、保健事業についてであります。

御存じのように、高齢者医療確保法において、特定健診及び特定保健指導が医療保険者に義務づけられることになりました。しかし、この法律では、75歳以上の高齢者の特定健診等は保険者の努力義務という規定になっております。つまり実施を義務づけていないわけでありまして。また、75歳以上の現役労働者は、高齢者医療制度に強制加入となり、特定健診の実施は、このままだと保険者の任意となるわけでありまして。

そこでお尋ねをいたしますが、岡山県の広域連合としては、75歳以上の高齢者の健康診断を実施するお考えがあるのかないか、お聞かせをいただきたいと思います。75歳以上の高齢者に対する健診の重要性については、発表されています、標準的な健診の保健指導プログラムというのがありますが、これにおいても確認をされているところでありまして、ぜひこれは実施すべきだと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

7番目になります。後期高齢者と県民の意見反映の仕組みをどのようにつくるかということでもあります。

6月の末に新聞折り込みでこの広域連合のチラシが配布をされました。私も20人ほど集まった勉強会の中で、このチラシが入ったことを知っていた方に手を挙げていただきましたが、わずか4人だけでありました。ほとんどの方が見られていないという現状もあると思われました。しかし、制度は来年4月から実施をするということでもありますので、周知というものがより一層必要ではないか。同時に後期高齢者や県民の意見がきちっと反映される仕組みづくりができておりません。これをどのように考えておられるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

例えば、国民健康保険で言いますと、国民健康保険運営協議会というものが設置をされております。被保険者、保険者、そして医療機関代表、学識経験者等々の意見が反映される仕組みづくりがされているわけですが、後期高齢者制度についてもこれを実施すべきではないか。また、必要に応じて、住民の意見を聞く、後期高齢者の意見を聞く公聴会などを設置すべきだと思っておりますが、これについてお考えをお聞かせください。

最後であります。共通経費の負担割合についてであります。

広域連合の共通経費、事務費でありますけれども、これについては高齢者の人口割、それから人口割、そしてそれに加えて均等割というのがあります。この均等割を入れると

ということになりますと、大きな市と小さい町村でも、同じ金額を均等割部分については払わなければならないということになりまして、住民1人当たりになりますと負担額というのに大きな差が生じてくると思うわけでありまして、これは問題だと思えます。

私はこの共通経費については、均等割は外すべきだと思いますが、これについてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

以上、8点質問させていただきましたが、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

以上です。〔降壇〕

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

失礼します。では、ただいまの田辺議員からの質問にお答えいたします。

まず、高齢者の実態把握ということで、実態把握、生活実態をどのように把握しているのかということですが、この後期高齢者の関係の広域連合は、この医療保険の業務ということがまずメインの仕事でございます。その業務につきましては、広域連合と市町村を結ぶシステム、電算処理システム、これによって情報を収集するという形になります。被保険者の住基情報であるとか所得情報、それから生活保護の状況、これなどの情報を取得することになります。特に被保険者の負担に非常に影響のある所得情報、これについては的確な把握をしていきたいと考えております。

それから次に、保険料の独自減免でございますが、御存じのように、公費5割、支援金4割、それから保険料が1割という、医療給付に関する財源でございます。この制度の発端になっておりますところが、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、高齢者世代と現役世代の負担を明確化する、それから、公平でわかりやすい制度にするということで、この制度ができたと言われております。

独自減免でございますけれども、先ほど御質問の中にもございました、2割、5割、7割という軽減は、これは法定であるわけでございますが、その4分の3については県が負担することになっております。その軽減分の4分の3は県が負担することになっておりますので、これ以上の、いわゆる別枠で保険料への支援を県に求めることは、ただいま想定しておりません。それから、2割、5割、7割以外の法定以外の独自軽減、これについては今後検討をしていくつもりでございます。

それから、資格証明書で、これを発行すべきではないということでございますが、法令上発行しなさいということになっておりますので、これを発行しないわけにはいきませんが、ただ、実際に資格証明書を交付するというところまでは、保険料を滞納されている方それぞれの事情があると思えます。市町村と連携を図りながらそういった実態を十分に把握して、納付相談等を通じて対処していきたいと考えます。なお、政令で定める特別な事情がある場合は、これは被保険者証を発行しても構わないということになっております。

それから、高額医療費の償還を自動償還にすべきということでございます。償還のための口座情報などを提供してもらわないとこちらも償還事務ができませんので、申請という行為は、第1回目は必要だろうと考えております。ただ、2回目以降の償還につきましては、今後国がどういう通知を行うかによりましては、その通知によっては、自動償還という方法もできるのではないかと考えております。

それから、診療報酬体系でございますが、これは国の社会保障審議会の後期高齢者の医療の在り方に関する特別部会というところで、現在論議されているところだろうと思えます。おっしゃられたような総額医療といいますか、医療費抑制の考え方で論議を進められている部分もありますし、それから年齢的などころでそこに必要な医療をと、あるいは在宅介護、地域、そういったところの連携というようなどころも論議の対象と聞いております。今年のおごろにその骨子を取りまとめられる予定と聞いております。

それから、保健事業につきましては、これは努力義務ですが、実施する方向で進めていきたいと考えております。

それから、運営協議会あるいは公聴会ということでございますが、広域連合の業務は法令によって制度化された枠組みの中で行っていくということになります。それで、意見の聴取といたしましては、運営協議会とか公聴会とかというような改まった形ではなく、当然のことながら住民との窓口になる関係市町村との連携、この中で意見を組み入れていく。あるいは、今度は被保険者が確定いたします。地域的な偏りなく広く意見を聴取する方法といたしまして、抽出した人に対するアンケート調査、こういったものも実施していければと考えます。

それから、県におきまして、岡山県医療費適正化推進協議会、これが開催されます。設置されます。医療提供者であるとか、学識者、それから保険者、それから市町村とあわせて広域連合の方からも委員が参加します。この協議の場においても、医療費適正化等対策を通して、広域連合運営にかかわる意見の聴取あるいは関係機関との連携ということで、意見、要望あるいは情報等の入手、情報交換ができるのではないかと考えております。

それから、共通経費の負担割合ですが、岡山県の後期高齢者広域連合では、実は後期高齢者人口割のみで算定しております。均等割あるいは人口割というものは算定の材料としておりません。後期高齢者人口割1本で算定しております。〔降壇〕

#### ○議長（中村 勝行君）

田辺議員。

#### ○1番（田辺 昭夫君）

再質問をさせていただきます。最後の共通経費については、ちょっと私の認識不足で申しわけありませんでした。

それで、まず1点目の実態把握について。所得等についてデータで把握をするというようなことは言われておりましたが、各自治体で高齢者の実態調査というのをやっていると思います。そういう中で、高齢者の置かれている状況だとかというのはいろいろな形で把握はできるわけですね。それは、広域連合として、参加をしている自治体の実態調査をやはり集計をする、また、そういう情報を寄せて、岡山県内の高齢者がどんな実態なのかということを広域連合としてきちっとつかんでいくということが非常に必要だと思いますので、その点について、ぜひそういう努力をしていただきたいと思いますと思っております。

それから、保険料の独自減免について。これは今後検討をするということで、前向きな御答弁をいただいたのかなと思っております。各自治体で独自の減免を、先ほど申し上げたようにしていますので、いろいろ調査をしていただいて、どういう形がいいのか、少なくともその保険料が本当に生活に、今この状態だと生活していくにしていけなくなるよう

な保険の負担が来るということが予測されるわけですから、そこら辺のところでは生活実態に即した減免制度という独自のものをぜひ考えていただきたいと思います。これは強く要望をしておきたいと思います。

それから、資格証明書の発行についてですが、今お話があったように、一律にするのではない、実態に即してというお話をいただきましたので、そういう立場だというように思うのですが、1つ確認をさせていただきたいのですが、これは資格証明書の発行は、保険者である広域連合が行うということでしょうか。保険料の徴収については、これは市町村が行うわけですが、実際の資格書の発行が広域連合ということになると、これは相談していることになると思うのですが、実際は徴収業務をして、そういう中で実態というのはそこにあるわけですから、当然窓口である市町村に一定の判断がゆだねられるべきものなのかなと思うのですが、そこら辺の関係をどういうふうに考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、政令で定める特別な事情というのは5つ項目があったと思いますが、その中で、たしか2番目だったと思いますが、病気にかかっている場合という項目が、たしかあったと思います。それを普通に解釈するならば、病院にかかっている人については、いわゆる保険証の返還を求めず資格証明書の発行もしないというふうに解釈されると思うのですが、その点について確認をさせていただきたいと思います。

それから最後ですが、この住民への周知、それから意見聴取というのが、本当にあと残りわずか、4月までですから、半年間の間でどれだけできるのかなという不安があります。先ほど申し上げたように、チラシを新聞の折り込みに入れただけで、入れただけではどれだけ、岡山県民190万の県民のうちどれぐらいの人がこの制度を知っているのだろうかという不安がありますし、いろいろな声があってもそのことがどういうふうに反映されていくのかという。これシステムがないと、これは反映されていかないと思うのですね。先ほどアンケートも実施していきたいというお話もあったわけですが、少なくともそういう、仕組みとしてきちっと住民の声を聞くというものをつくっていかないと、これはやはり反映されていかないと思います。その一つとして、先ほど提案した運営協議会とか公聴会とかというものが必要だろうと思うのですが、その点について再度お答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

まず、1点目の実態把握で、各市町村がやっている高齢者の実態調査、これについては情報として広域連合としても集めていきたいと思います。

それから、資格証明書の関係で、これは広域連合が発行します。ただし、窓口で実際に滞納している方の納付相談等を受けるのは市町村ですので、その意見も尊重させていただくということです。

それから、御本人が病気ならば、それはもう特別な事情に当たるのではないかとありますが、これはあくまで、多分世帯の中でほかに病気を持っている方がおられて、そこに医療費がかかる場合はというふうになっているのではないかと思います。ちょっとこれ

は、今後また研究させていただきたいと思います。

それから、独自減免につきましては、各市町村それぞれ国保の関係におきまして制度を持っておられますので、各市町村との協議等を進めながら、これは中身を詰めていきたいと考えております。

それから、運営協議会の設置ということですが、確かに言われるとおり、住民の意見をコンスタントに聞き取るといいますか、意見を聴取するというのは、これはシステム化されたものであれば、それはそれなりの効力を発揮すると思うのですが、言われるとおり、半年間でこれから本格的に実施していきます。今この時点でこういった協議会を設置するという事は、なかなか時間的にも地域的にも無理があるのではないかなと考えています。これがルーチン的に制度が発足して進めていく中で必要があれば考えていきたいと思いますが、先ほど言いましたように、アンケート等、あるいは既にある他の協議会、そういった場でまた意見の方を広く求めていきたいと考えております。

○議長（中村 勝行君）

田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）

再々質問ですが、1つだけ。先ほど言った資格証明書の発行の際の政令で定める特別の理由という中の病気の問題は、本人または生計を一にする、だから生計を一緒にしている本人または生計を一緒にしている者が病気にかかった場合という規定がありますので、当然本人が病気の場合もその対象になるというのが、私はそうだというように思いますので、それについて確認をさせていただきたいと思います。

最後になりますが、後期高齢者医療保険制度、最初にも申し上げたように、新しい制度でありますし、それから本当に高齢者の負担という面でも、それから医療の内容という面でも、大変な改革、私に言わせれば改悪になるような中身を持っているものであります。しかし、制度としてもうこれは始まるわけでありまして、本当にその内容を、保険証1枚で安心して病院にかかれるように、そういう制度に一つ一つ変えていくために、ぜひ努力をしていただきたいということを最後に申し上げて私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村 勝行君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

本人を、または世帯員が病気の場合ということですが、ただ、運用の中で、それが必ずしも本人さんも病気だから資格書を発行しませんというふうにはちょっと言い切れないところがありますけれども、それは各家庭の実情、あるいは所得、そんなところを勘案しながら、なぜ納付されないのか、納付できないのか、その辺の事情を勘案しながら、資格書を発行するのが妥当なのか、被保険者証をそのまま使う方がいいのかということは、そのケース・バイ・ケースで判断していきたいと思います。

○議長（中村 勝行君）

以上で通告を受けました一般質問はすべて終了いたしました。一般質問を終わります。

## 日程第6 議案第38号～議案第40号

### ○議長（中村 勝行君）

次に、日程第6、議案第38号「平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」から議案第40号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）」までの議案3件を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

事務局長。

### ○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

ただいま一括上程されました議案第38号並びに第39号、第40号について御説明いたします。

議案第38号は、平成19年度一般会計補正予算（第1号）です。平成18年度決算において生じた剰余金を財源として補正するものです。

1ページをお開きください。

平成19年度岡山県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ304万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,121万円とするものでございます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしております。

その第1表は、2ページ、3ページのとおりですが、内訳につきましては5ページ以降の説明書により説明させていただきます。

飛びますが、9ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。歳入は、4款1項1目繰越金で、前年度繰越金を304万8,000円計上するものでございます。

次に、10ページをお開きください。

歳出は、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に財政調整基金積立金として210万円を。それから、3款民生費、1項社会福祉費、1目老人福祉費に東京での説明会や研修会等に要します普通旅費として94万8,000円を計上するものでございます。

次に、議案第39号、第40号は、専決処分の承認を求めようとするものです。広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等について、平成19年7月1日から、岡山県市町村総合事務組合に加入したことによりまして、第39号は該当条例が不要となった、このためこれを廃止したものでございます。

また、第40号は、特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例において定められていた公務災害補償に携わる公務災害補償等認定委員会委員及び公務災害補償等審査会委員の区分の項を削除するものでございます。

以上で説明を終わります。〔降壇〕

### ○議長（中村 勝行君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 38 号から議案第 40 号までの議案 3 件につきましては、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 38 号から議案第 40 号までの議案 3 件について質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

別に質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 38 号から議案第 40 号までの議案 3 件を一括して採決いたします。お諮りいたします。

議案第 38 号は原案のとおり可決、議案第 39 号及び議案第 40 号は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村勝行君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は原案のとおり可決、議案第 39 号及び議案第 40 号は原案のとおり承認することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 16 分 休憩

午後 3 時 09 分 再開

## 日程第 7 請願第 1 号「後期高齢者医療に関する請願書」

○議長（中村 勝行君）

それでは、再開をいたします。

日程第 7、請願第 1 号「後期高齢者医療に関する請願書」を議題といたします。

請願文書表をお手元に配付しておりますのでごらん願います。

お諮りいたします。

請願第1号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

本請願につきまして、御意見ございましたらお願いいたします。

田辺議員。

○1番（田辺 昭夫君）

この請願については、来年4月から始まる制度について、やはり後期高齢者のこの広域連合の大変重要な任になってくることで、特に住民のサイドから見ると保険料の問題やその他保健事業の問題、大変重要な内容を含んでいますので、ぜひ積極的に採択していただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（中村 勝行君）

ほかにございませんか。

奥村議員。

○12番（奥村 忠夫君）

ただいま紹介議員の方から御説明がございましたが、本議会につきましては委員会もございません。請願の審議についてということで、取り扱いがございましたが、その中で、請願については、当然でございますが採択か不採択、あるいはまたその趣旨、願意が妥当であれば趣旨採択というものがございます。先ほど紹介議員の御説明にもございましたように、本件につきましては、すべてが今後の運営について関連性があり、まだこの内容について判断できない部分がございます。今後取り扱いについて、こうしたものを十分配慮しながら取り扱うということで、すべてを趣旨採択とすることで取り扱いを願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 勝行君）

ただいま奥村議員から本請願につきましては、趣旨採択で採択していただくような御意見がございました。

お諮りをいたします。

本請願につきまして、趣旨採択で採決をするということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、本請願につきましては、趣旨採択で採決することに決定いたしました。

本請願につきまして、ただいま趣旨採択で採決することに決定いたしましたので、お諮りいたします。

本請願につきましては、趣旨採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 勝行君）

御異議なしと認めます。よって、本請願につきましては、趣旨採択と決定をいたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 19 年 8 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

本日は、大変御苦勞さまでした。長時間ありがとうございました。

午後 3 時 13 分 閉会

一般質問発言通告一覧表

氏名	件名
田辺昭夫	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 高齢者の実態把握について</li><li>○ 保険料の独自減免について</li><li>○ 資格証明書の取扱いについて</li><li>○ 高額医療費の申請償還について</li><li>○ 診療報酬体系について</li><li>○ 保健事業について</li><li>○ 後期高齢者と県民の意見反映の仕組みづくりについて</li><li>○ 共通経費の負担割合について</li></ul>

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長 中 村 勝 行

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 秋 岡 毅

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 荒 嶋 龍 一